

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 名目だけの監査役への賞与

Q : 使用人の1人を名目上監査役としました。監査役就任後も専ら使用人としての職務に従事しています。

ところで、この者に使用人分に対する賞与を支給したいのですが、取扱いはどうなりますか。

A : 監査役はその性質から使用人兼務役員としては認められませんので、賞与の全額が損金不算入となります。

【解説】

法人税法上、役員賞与は損金不算入となりますが、使用人兼務役員に対する賞与については、使用人部分に対応する金額を、損金に算入することができます。

ところで、中小企業では、とりあえず監査役としていても、実質的には使用人であるというケースも少なくないと思います。

しかし、商法上、監査役は使用人を兼務することが認められていませんので、たとえ事実上使用人にすぎないとしても、税務上監査役でないとはできません。

また、法人税法上、監査役は使用人兼務役員とされませんので、その監査役に支給した賞与は、その全額が役員賞与として損金に算入されないこととなります。

要するに、監査役については、その性格上取締役のように使用人兼務役員としての使用人分賞与というものは存在しないこととなります。

